

事務連絡  
令和3年6月28日

一般社団法人日本倉庫協会理事長  
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長  
公益社団法人全国通運連盟理事長  
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長  
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会事務局長  
日本内航運送取扱業海運組合事務局長  
全国トラックターミナル協会事務局長

殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室

#### 職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について

先般、令和3年6月10日付事務連絡で「職場における積極的な検査等の実施手順」をお示ししたところですが、当該事務連絡の別添である厚生労働省・内閣官房連名の事務連絡において、追ってお示しするとしていた内容（「初動対応における接触者」の特定に当たっての具体的基準や、感染拡大地域において当該者に対するPCR検査等を行政検査として取り扱う際の詳細等）に加えて、医療従事者が常駐していない場合であっても、検体接種に関する注意点等を理解した職員の管理下で、適切な感染防護を行いながら検査を実施することが可能とされたこと等を踏まえ、「職場における積極的な検査等の実施手順」を改訂することについて、別添のとおり厚生労働省・内閣官房連名で通知がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添に従い積極的な取組が行われるべく、傘下会員事業者に対し周知・働きかけを行って頂くよう、よろしく願いいたします。

（別添）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡  
「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」